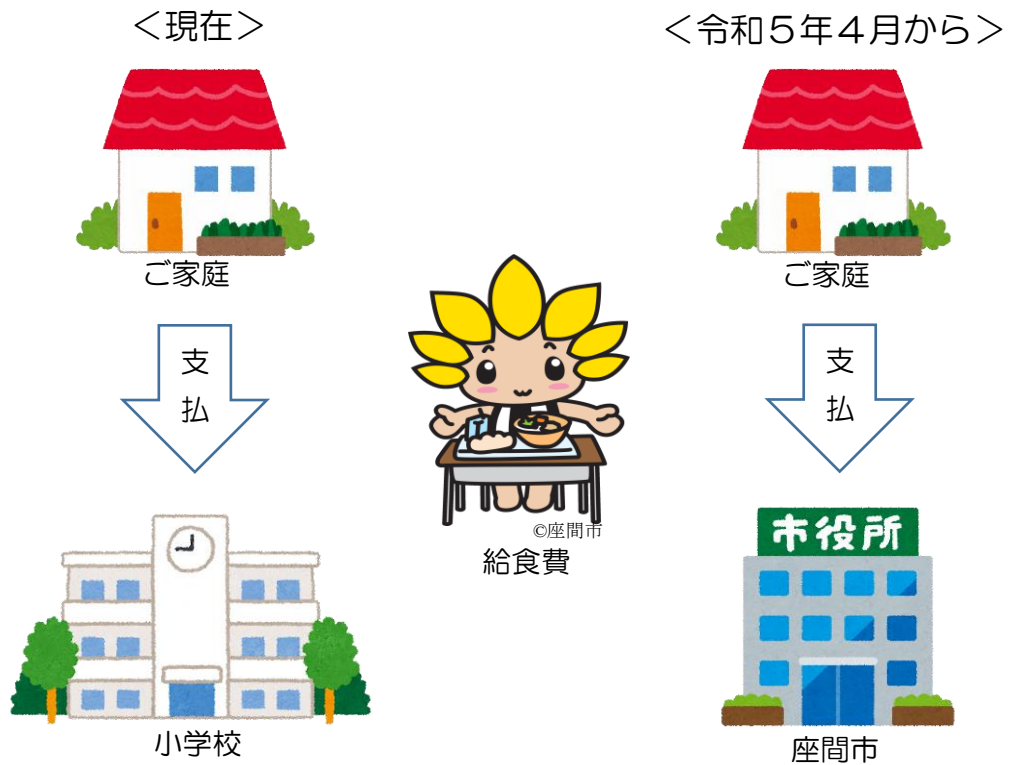


(仮称) 座間市学校給食費の管理に関する条例について (骨子案)

市立小学校の給食費については、学校長が徴収し管理を行っていますが、保護者の利便性向上、業務を担当する教職員の負担軽減及び給食費徴収・管理の効率化を図るため、令和5年度から座間市が徴収する方法に変更する「公会計化」を実施することに伴い、「(仮称) 座間市学校給食費の管理に関する条例」の制定を予定しています。

公会計化のイメージ



骨子案の内容	<p>1 趣旨 市が実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めることを規定します。</p> <p>2 学校給食費の徴収等 学校給食費の額並びに納付の方法について規定します。</p> <p>3 学校給食費の減免 市長が特別の理由があると認めた時は、学校給食費の減額や免除について規定します。</p> <p>4 委任事項 必要な手続き、減免することができる理由等の必要な事項については、別に定める規則に規定します。</p>
意見を提出できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する方 ・市内に通勤又は通学する方 ・市内に事務所又は事業所を有する法人その他団体 ・公募事案に利害関係を有する方
提出方法	<p>件名、住所、氏名（法人、その他の団体は名称と代表者名）、電話番号を明記して、次の方法で提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持参 ・郵便（必着） ・FAX
提出期間	令和4年5月15日～令和4年6月15日
提出先	<p>座間市役所学校教育課保健給食係 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 電話：046-252-8749 FAX：046-252-4311</p>